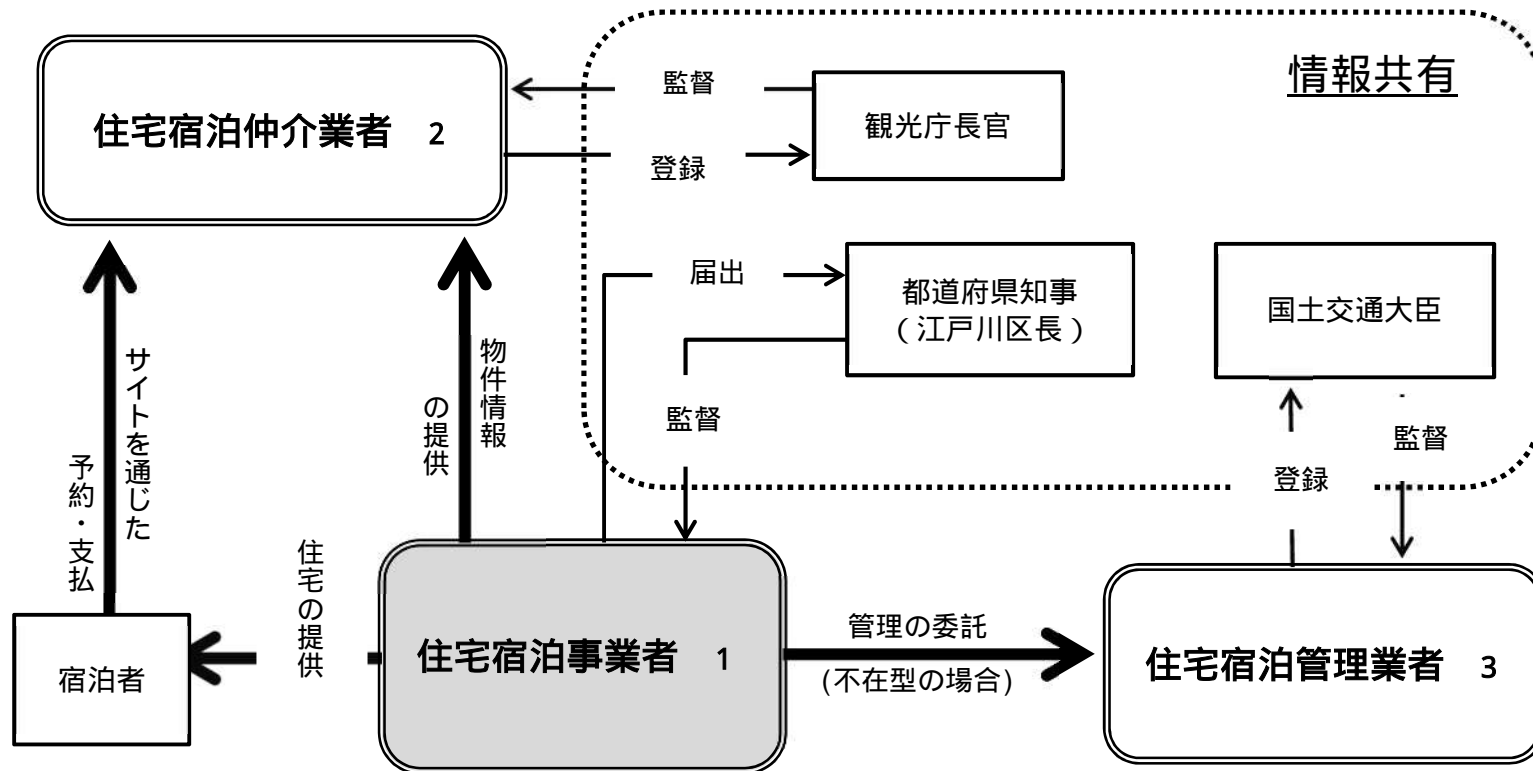


## 住宅宿泊事業制度の概要図



- 1 住宅宿泊事業者・・・住宅を使用して宿泊事業を行うもの。
- 2 住宅宿泊事業者・・・住宅宿泊事業者からの届出住宅情報等の提供を受けて、住宅宿泊事業者と届出住宅の宿泊者との契約（宿泊予約等）締結・取次を行うもの。
- 3 住宅宿泊管理者・・・住宅宿泊事業者からの委託を受けて、宿泊に関する業務（衛生管理、宿泊者への騒音防止等に関する説明、苦情対応等）の一切を行うもの。